

議案第 1 号

北上市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、北上市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和7年4月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成3年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（市民税の申告） 第25条　〔略〕 2～7　〔略〕 8　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第69条　施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければな	（市民税の申告） 第25条　〔略〕 2～7　〔略〕 8　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第69条　施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければな

らない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

（種別割の税率）

第86条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）
年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

らない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

（種別割の税率）

第86条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額

2,400円

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第91条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、
納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けよう
とする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に
減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長
に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所
の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5
項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条におい
て同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法
人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又
は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若し
くは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの
（ウに掲げるものを除く。） 又は定格出力が0.8キロワ
ットを超えるもの 年額 2,400円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第91条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、
納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けよう
とする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に
減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長
に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所
の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5
項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条におい
て同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法
人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又
は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若し
くは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第86条第1項第1号ウ
に掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及
び最高出力）

(6)～(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第92条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(6)～(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第92条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) [略]

3 [略]

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第117条 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（同項第2号に掲げるものにあつては、納期限の前日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所

免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 [略]

5 [略]

(特別土地保有税の減免)

第117条 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（同項第2号に掲げるものにあつては、納期限の前日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所

有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第125条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

（国民健康保険税の課税額）

第134条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主

有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第125条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

（国民健康保険税の課税額）

第134条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主

を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 [略]

（国民健康保険税の減額）

第159条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第134条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

（国民健康保険税の減額）

第159条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第134条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ　〔略〕

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）

ア～カ　〔略〕

2・3　〔略〕

附　則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第12条の2　〔略〕

2～13　〔略〕

- 14 法附則第15条第38項の規定により条例で定める割合は3分の1とする。

得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ　〔略〕

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）

ア～カ　〔略〕

2・3　〔略〕

附　則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第12条の2　〔略〕

2～13　〔略〕

- 14 法附則第15条第37項の規定により条例で定める割合は3分の1とする。

15・16 [略] （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第12条の3 [略] 2～12 [略] <u>13</u> [略] <u>14</u> [略]	15・16 [略] （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第12条の3 [略] 2～12 [略] <u>13</u> 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>14</u> [略] <u>15</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の北上市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第86条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文